

米田柔整専門学校同窓会会則

第一章 総 則

(名称)

第 一 条 本会は、「米田柔整専門学校同窓会」と称する。

(本部)

第 二 条 本会は、本部を愛知県名古屋市西区枇杷島2丁目3番13号の米田柔整専門学校内に置く。

(目的)

第 三 条 本会は、会員相互の親睦を計り、会員と米田柔整専門学校との密接な連絡を保ち、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 四 条 本会は、前条の目的の為に次の事業を行う。

- 1、会誌・会員名簿の発行
- 2、会員相互の懇親会
- 3、米田柔整専門学校柔道の後援
- 4、その他必要な事項

第二章 会 員

(会員)

第 五 条 本会は、次の会員で組織する。

- 1、正 会 員 米田柔整専門学校卒業者
- 2、特別会員 米田柔整専門学校の現・旧職員
- 3、賛助会員 本会の目的に賛同し入会を希望する者で幹事会が承認した者

第三章 役 員

(役員)

第 六 条 本会に、次の役員を置く。

- 1、顧 問 米田 實・米田忠正・岩間よしゑ・船戸嘉忠
- 2、相 談 役 石田光男・玉川雅淳
- 3、会 長 1名
- 4、副 会 長 2～3名
- 5、経 理 1名
- 6、書 記 1名
- 7、会計監査 2名
- 8、常任幹事 若干名

(職務)

第 七 条 本会役員の仕事は、次の通りである。

- 1、顧 問 本会の相談に応じる。
- 2、相 談 役 本会の相談に応じる。
- 3、会 長 本会を代表し、会務を統括する。
- 4、副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
- 5、経 理 本会の経理全般を行う。
- 6、書 記 本会の議事録全般を行う。
- 7、会計監査 本会の会計を監査する。
- 8、常任幹事 常任幹事会を構成し会務執行を決定する。

(役員の仕事)

第 八 条 本会役員の仕事は、3年とする。但し再任を妨げない。

(委員会)

第 九 条 本会に、委員会を置くことができる。

第四章 幹 事

(幹事)

第十條 本会に幹事を置く。各年次卒業生より、若干名を選ぶ。

(幹事会)

第十一條 役員及び幹事によって構成される幹事会は次の事項を行う。

- 1、会員相互の連絡
- 2、役員を選出の事項
- 3、予算、決算の事項
- 4、会務の事項
- 5、会則の改正
- 6、その他必要と認めた事項

第五章 会 計

(収入)

第十二條 本会の収入は、次の各号とする。

- 1、入会金
- 2、会費
- 3、寄付金
- 4、その他の収入

(会計年度)

第十三條 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

- 1、本会則の施行に必要な細則は、常任幹事会にて別に定める。
- 2、本会則は昭和55年6月8日より施行する。

平成5年1月20日改正
平成5年2月10日改正
平成6年6月23日改正
平成8年5月9日改正
平成12年4月21日改正
平成15年5月15日改正
平成21年6月4日改正
平成24年6月1日改正
平成26年6月11日改正
平成27年6月15日改正